

令和7年度宇都宮市障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

「障害者優先調達推進法」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。この取組は、障がい者の工賃向上に寄与するものである。

2 適用範囲

本方針は、市の全ての部局及び市が管理・運営に関する経費（補助金及び交付金、負担金）を支出しており、市組織内に事務局のある実行委員会や各種協議会等の団体に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ア 就労継続支援A型・B型事業所
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（入所施設）
- オ 地域活動支援センター

- (2) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件（次の①～③の要件をすべて満たす事業所）

- ① 障がい者の雇用者数が5人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

- (3) 「障害者雇用促進法」に基づく在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品・役務

調達の対象となる物品・役務は、次のとおりとする。

- (1) 物品

- ア 事務用品・書籍（筆記具、用紙、封筒等）
- イ 食料品・飲料品（パン、弁当、菓子類、野菜等）
- ウ 小物雑貨（身の回りの品、刺繍品、各種記念品等）
- エ その他の物品（机、寝具、プランター等上記以外の物品）

(2) 役務

- ア 印刷（チラシ、冊子、名刺等の印刷）
- イ クリーニング（衣類等の洗濯、ゲーム機器やＣＤ等の研磨等）
- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理、自動販売機管理等）
- エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計等）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等の運営）
- カ その他のサービス・役務（袋詰・包装・梱包、シール貼り等上記以外の役務）

5 調達推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達計画の進行管理

各部局の調達計画について、上半期における調達実績や課題等を検証した上で、下半期の調達に反映させること等により、調達計画の着実な達成に努めるものとする。

(2) 調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(3) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例等の周知

各部局における障がい者就労施設等からの調達の推進を図るため、必要に応じ、調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。

(4) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

6 調達方針及び調達実績の公表

市ホームページにより公表する。なお、調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、公表する。

7 令和7年度の調達目標

- ・ 公費で直接発注するもの 24,400千円
- ・ 本市が事務局を担う実行委員会や各種協議会等で発注するもの
3,200千円